

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

資料 7 - 1

日本経済の課題

- ・人口減少、国際競争の激化
- ・地域・中小企業における景気回復のばらつき

改正の方向性

- ・イノベーションによる中長期的な生産性の向上
- ・地域の早期事業再生の円滑化

具体化

現行

産業活力再生特別措置法

・生産性向上(「事業再編」の促進)

(1)計画類型に基づく対応

- ・選択と集中、過剰設備や過剰債務への対応等を行う計画を認定。
- ・会社法・税制特例等により支援。

(2)研究開発活動の活性化等環境整備

- ・国の委託研究成果の民間活用(日本版バイ・ドール規定) 等

・中小企業の活力の再生

- ・中小企業再生支援協議会 等

産業技術力強化法

- ・「産業技術力」強化の基本理念
- ・大学等の特許取得の促進

改正

イノベーションによる中長期的な生産性の向上【改正産活法】

・「事業再編」から「技術革新」へ軸足を移行

(1) 高いレベルの生産性向上を目指した計画類型を追加

- 1 1
・「新たに取得した技術や知的財産を活用した事業革新」や、「事業分野の異なる経営資源の融合」によって、より高いレベルの生産性向上を目指す事業者を支援対象に追加。
・会社法特例(現物出資時の検査役による調査の免除等)、課税の特例(会社設立・増資時の登録免許税の軽減、特別償却等)などにより支援。

サービス業における生産性の向上

- 2 2
・基本指針、事業分野別指針を活用し、基本的考え方や認定基準を定め、生産性向上を目指す。

(2)知財の活用促進策の充実

- 3 3
・ライセンサー(通常実施権者)の保護のため、包括的ライセンス契約単位で通常実施権を登録する制度を創設。

・地域の早期事業再生の円滑化

- 4 4
・私的整理中の事業継続のためのつなぎ融資に対する信用保険特例等を措置。
・中小企業再生支援協議会の活動の継続。・廃業経験者の再起業時の信用保険の特例の創設。

イノベーションを支える産業技術力を強化【改正産技法等】

- ・「技術経営力」の強化に関する規定を追加。【産技法、産総研法、NEDO法】
- ・大学に対する特許料等の減免対象を拡大。【産技法】
- ・日本版バイ・ドール規定を産活法から移管、対象に請負に係るソフトウェア開発を追加。【産技法】